

子宮頸がん予防ワクチンの接種

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2069

子宮頸がん予防ワクチン（HPV ワクチン）は、早い年齢で接種するほど、子宮頸がんの予防効果が高いとされています。接種回数は3回で、費用は無料です。

接種を希望する人は、令和6年3月31日までに、協力医療機関で予約してください。

対象（定期接種） 平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれの女子

定期接種の機会を逃した皆さんへ

国の通知により、平成25年～令和3年に接種の積極的な案内を控えていたため、機会を逃した人の接種を支援しています。詳しくは、お問い合わせください。

■キャッチアップ接種

対象 平成9年4月2日～平成20年4月1日

生まれの女子で、3回の接種を完了していない人

接種期間 令和7年3月31日まで

※次の人は、対象になる接種期間の開始日が異なります

●平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ＝令和5年4月1日～

●平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ＝令和6年4月1日～

費用 無料

■接種費用の償還払い

定期接種の年齢を過ぎたために自己負担で接種している人に、その費用を支払います。

対象 次の全てに当てはまる人

●令和4年4月1日時点で津山市に住民登録がある

●平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女子

●17歳になる年度の初日～令和4年3月31日に、HPV ワクチンを自己負担で接種した

申請期限 令和7年3月31日

不妊治療・生殖補助医療の支援

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2069

人工授精などの基本治療は、全て保険適用になります。高額医療費を受ける場合は、その額を除いた額が助成の対象です。助成は、不妊治療の保険診療ができる医療機関での治療が対象になります。



申請期限 治療費の支払い終了後、最初の3月31日（終了が3月15日～31日の場合は4月30日）

内容	助成金額（*は1,000円未満切り捨て）	対象回数など
一般不妊治療 タイミング法や人工授精など ※体外受精や顕微授精が目的の薬物療法と手術療法を除く	自己負担額の2分の1以内（*）で、1年度（4月～翌年3月）に付き上限15,000円	夫婦1組に付き通算3回まで
生殖補助医療（特定不妊治療） 体外受精や顕微授精	保険診療 医療機関の領収書（受診証明書）に記載された金額の2分の1以内（*）で、1回の治療に付き上限9万円 先進医療との併用診療 医療機関の領収書（受診証明書）に記載された金額の2分の1以内（*）で、1回の治療に付き上限12万円 先進医療以外の治療を含む混合診療 1回の治療に付き上限20万円	1子ごとに6回まで
不育治療 保険の対象にならない不育治療	受診証明書の金額の範囲内で、1子当たり1年度（4月～翌3月）に付き上限30万円（*）	通算で1子当たり150万円まで（*）

より便利に！子育てアプリ予防接種サービス

問健康増進課 ☎ 32-2069

親子（母子）健康手帳アプリ「つやま子育てアプリ（母子モ）」で、予防接種の便利な機能を使うことができるようになりました。アプリをインストールまたはアップデートしてご利用ください。サービスを導入していない市内の一部医療機関、市外の医療機関では利用できません。対象医療機関など



アプリ

予防接種のたびに、
予診票を何枚も書くのは大変

→ アプリで作成して一括提出

子どもごとに予診票が必要で準備が大変

→ きょうだいの予診票も1つのアプリで作成

※利用時に提示する二次元バーコードは、1人ずつ必要です

いつ、どの予防接種を受けたいの

→ 必要な予防接種の時期や種類を自動表示

ご利用ください子どものショートステイ

問こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-7027

18歳未満の子どもを児童養護施設で短期間預かる、子どものショートステイをご利用ください。施設の空き状況など、こども子育て相談室に事前にお問い合わせください。

主な条件

- 子ども・保護者の住民票が市内にあり、在住している
- 保護者の病気、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張、学校行事への参加、育児疲れなどで、子育てに一時的に困っているなど

利用期間 1回につき7日間まで

利用施設 わかば園（二宮）、立正青葉学園（西寺町）

1日当たりの利用料 2歳未満＝5,350円、2歳以上＝2,750円

※医療費、行事への参加費など、別途実費が必要な場合があります

※住民税非課税世帯、ひとり親世帯などの場合、利用料が軽減される場合があります



子ども医療費自己負担した人は申請を

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2065、各支所・出張所

市の子ども医療費受給資格者証は、申請日の翌月の1日までの期間や岡山県外で受診したときは、使用できません。いったん自己負担分の医療費を支払い、払い戻しの申請をしてください。

持ってくるもの

- 領収書または医療機関の証明
- 申請者の金融機関口座が分かるもの
- 子どもの健康保険証と子ども医療費受給資格者証
- 高額療養費や附加給付金が支給される場合は支給決定通知書

申請期限 受診から5年以内



受給資格者証を使えず、
支払った医療費が高額になった…

払い戻しの申請前に、加入中の健康保険に高額療養費を申請してください。高額療養費の額の確定後、差額を子ども医療費として支給します。詳しくは、加入中の健康保険にお問い合わせください。